

富山湾沿岸海岸保全基本計画

— 概要版 —



新潟県・富山県

平成 15 年 3 月
平成 28 年 8 月 (一部変更)
令和 8 年 〇 月 (一部変更)

目次

(まえがき)	1
(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定	1
(2) 海岸保全基本方針の基本理念	3
(3) 対象範囲	4
1. 海岸の保全に関する基本的な事項	5
1.1 海岸の概要	5
1.2 沿岸の長期的な在り方	7
1.2.1 新潟県エリアの沿岸の長期的な在り方	7
(1) 沿岸の課題	7
(2) 海岸保全の目標	13
1.2.2 富山県エリアの沿岸の長期的な在り方	20
(1) 沿岸の課題	20
(2) 海岸保全の目標	25
2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	30
2.1 沿岸のゾーニング	30
2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策	31
2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定	33
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	33
(2) 海岸保全施設の存する区域	33
2.4 海岸保全施設の諸元の整理	34
2.4.1 新潟県エリアの海岸保全施設の諸元の整理	34
(1) 沿岸内の区域の整理	34
(2) 海岸保全施設の種類及び規模	34
(3) 受益の地域とその状況	34
(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	34
2.4.2 富山県エリアの海岸保全施設の諸元の整理	42
(1) 沿岸内の区域の整理	42
(2) 海岸保全施設の種類及び規模	42
(3) 受益の地域とその状況	42
(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	42
3. 計画の見直しと留意すべき事項	56

(まえがき)

(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定

富山湾沿岸は複雑な地形条件に加え、激しい冬季風浪や、富山湾内特有の寄り回り波といった厳しい海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた沿岸である。

一方、多彩な自然環境、海岸景観を有するほか、古くから漁業、海運の場として利用されてきた沿岸でもある。また、近年では人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請も自然環境の保全や海岸利用への対応など多岐に渡ってきている。このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、富山湾沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められるようになった。

こうした状況を踏まえて、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。

その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。

このような海岸法の改正を受けて、旧海岸4省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が、従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された富山湾沿岸において、これに基づき「富山湾沿岸海岸保全基本計画」を策定した。

その後、平成26年6月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成28年8月に海岸保全基本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書（平成

26年)では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。

(2) 海岸保全基本方針の基本理念

海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。

また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民の共有財産として

「美しく、安全で、いきいきした海岸」

を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの**海岸の防護**に加え、**海岸環境の整備と保全**及び**公衆の海岸の適正な利用**の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に**海岸の保全**を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

1. 海岸の保全に関する基本的な事項

1.1 海岸の概要

富山湾沿岸の海岸総延長は約 204.0km である。このうち、新潟県が約 56.5km、富山県が約 147.5km となっている。

海岸総延長とその内訳等は、以下のとおり。

表 1-1 海岸の概要

	国土交通省 水管理・国土保全局	国土交通省港湾局	農林水産省水産庁	計
新潟県	約 33.6km	約 7.9km	約 15.0km	約 56.5km
富山県	約 51.6km	約 71.0km	約 24.9km	約 147.5km
計	約 85.2km	約 78.9km	約 39.9km	約 204.0km

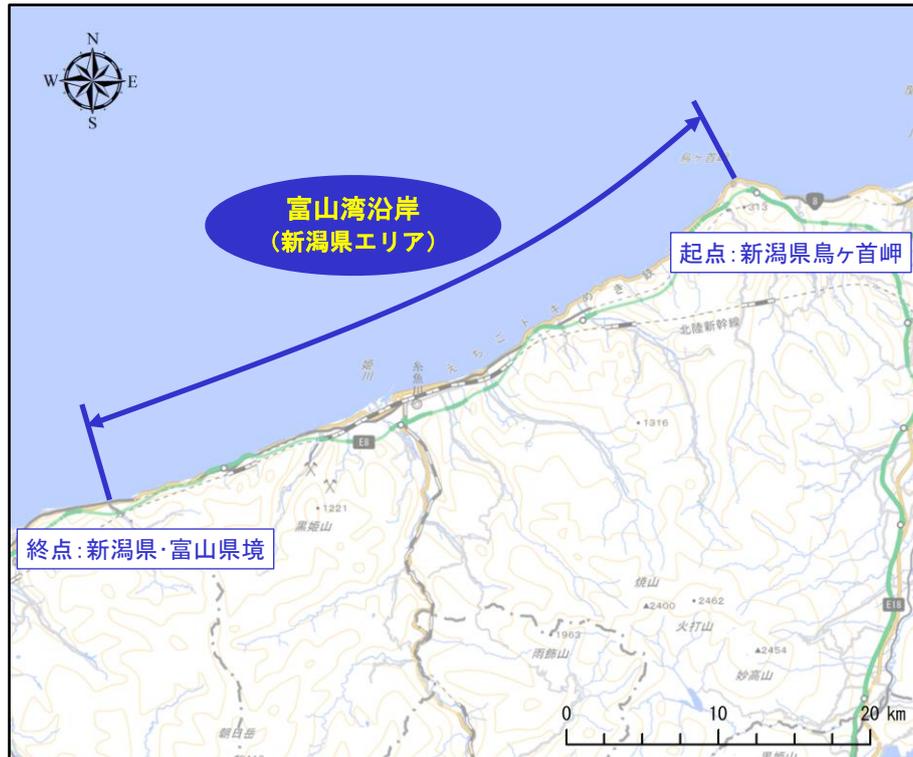
(資料:令和 6 年度版海岸統計)

【参考】海岸統計による延長の分類について

海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。

- 港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管
- 漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管
- 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長；

国土交通省水管理・国土保全局所管



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成

図 1-1 富山湾沿岸(新潟県エリア) 海岸概要図



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成

図 1-2 富山湾沿岸(富山県エリア) 海岸概要図

1.2 沿岸の長期的な在り方

1.2.1 新潟県エリアの沿岸の長期的な在り方

(1) 沿岸の課題

1) 海岸の防護に関する課題

富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。

今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。

その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。

津波については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を平成29年11月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。

また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸

保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。

2) 環境の整備と保全に関する課題

新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。

両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。

このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。

このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。

また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。

富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国定公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。

しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。

このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。

また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。

3) 公衆の海岸の適正な利用に関する課題

富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、糸魚川市青海の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。

現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。

また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。

富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリナーやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。

海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、上越市名立区名立大町の「うみてらす名立」や糸魚川市能生小泊の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。

海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。

地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特

に、新潟県では、令和6年12月末時点における海水浴場の指定数が全国1位（日本観光協会「2024年度版数字でみる観光」）と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。

しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生しており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。

また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。

今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。

また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。

(2) 海岸保全の目標

1) 富山湾沿岸の長期的な在り方

沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。

①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組むを進めるものとする。

③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

① 海岸の防護に関する施策

ア) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

a) 防護すべき地域

高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。

b) 防護水準

○ 高潮・波浪に対する防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

(計画高潮位の設定)

下記の2値を比較し高い値を採用する。

- ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量
- ・ 朔望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量

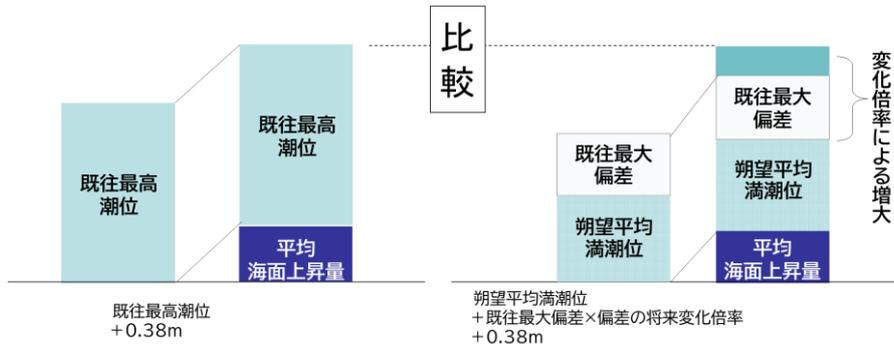


図 1-3 計画高潮位の設定イメージ

(波浪による打ち上げ高の設定)

- ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成 20 年 4 月、新潟県農林水産部漁港課) の値 (50 年確率波) を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。
- ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。

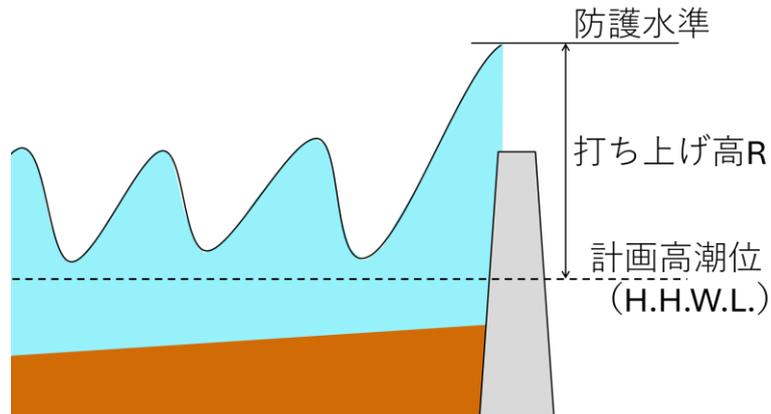


図 1-4 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ

○津波に対する防護水準

津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。

また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。

（設計津波水位の設定）

新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。

ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。

②環境の整備と保全に関する施策

- ア)当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ)絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ)海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ)景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことにより、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ)地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ)環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ)海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

③公衆の適正な利用に関する施策

- ア)各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ)沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ)利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ)海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。
- オ)環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- カ)海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

1.2.2 富山県エリアの沿岸の長期的な在り方

(1) 沿岸の課題

1) 海岸の防護に関する課題

富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。

今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。

その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。

また、施設整備というハード面での対策と同時に、地震津波が来襲した場合の海水浴客等の海岸利用者の人身被害など、海岸保全施設整備では防ぎきれない被害の発生や、施設の防護水準を超える波浪の来襲による被害も想定されるため、それらに対処するための避難経路と避難場所の確保、災害発生時の迅速な情報伝達、地域と連携した防災体制の確立等といった、ソフト面での防災システムの構築も検討課題となっている。

また、地球温暖化の影響による海面上昇が現実のものとなった場合、砂浜の消失や来襲波浪の増大による陸地への浸水など、深刻な影響が予測される。このため、潮位や波浪について継続的な観測とデータの蓄積・共有・検証を行い、必要に応じ防護水準を見直すなど、各海岸管理者が連携して監視を継続し、状況変化に応じた対策に取り組んでいく必要がある。

2) 環境の整備と保全に関する課題

新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。

両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。

このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。

このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。

また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。

富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国定公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。

しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。

このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の

優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。

また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。

3) 公衆の海岸の適正な利用に関する課題

富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、青海町の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。

現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。

また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。

富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。

海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、名立町の「うみてらす名立」や能生町の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。

海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。

地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特に、

新潟県では、平成12年度における海水浴場の指定数が全国2位(日本観光協会「数字でみる観光」と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。

しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。

また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。

今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。

また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。

(2) 海岸保全の目標

1) 富山湾沿岸の長期的な在り方

沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。

①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。

③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

① 海岸の防護に関する施策

ア) 防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

(a) 防護すべき地域

高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪に対して、海岸保全施設の機能が十分確保されていない海岸、または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき区域として設定する。

(b) 防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

ここで、計画高潮位及び計画波浪は以下のいずれかの方法により設定するものとする。

(計画高潮位の設定)

- ・既往最高規模の潮位
- ・朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差

(計画波浪の設定)

- ・既往最大規模の実測波浪
- ・実測、または気象資料に基づく推算により得た統計資料に、確率処理を施して求めた確率波浪

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、必要に応じ施設の更新・改築を行う。

②環境の整備と保全に関する施策

- ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

③公衆の適正な利用に関する施策

- ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- オ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況等といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、富山湾沿岸では、地形条件及び自然特性、社会特性等、類似した性格を有する一連の区域ごとに図 2-1 のようにゾーン区分した。

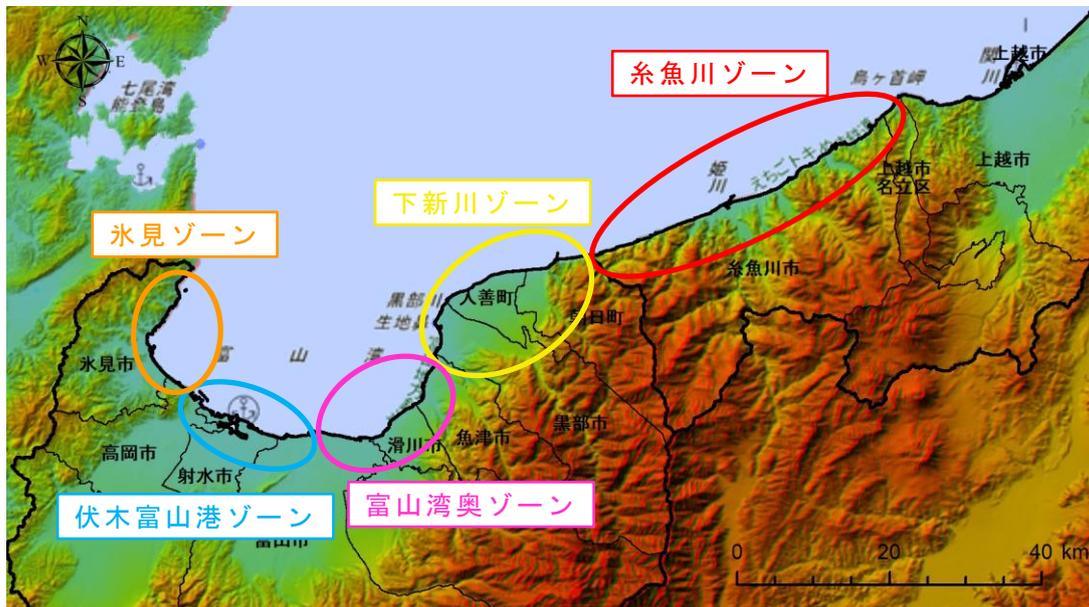


図 2-1 沿岸のゾーン区分

表 2-1 ゾーン特性

ゾーン名 ゾーンの区域 (図 2-1 参照)	氷見ゾーン	伏木富山港ゾーン	富山湾奥ゾーン	下新川ゾーン	糸魚川ゾーン
背後地特性	扇状地と丘陵地	扇状地	扇状地	扇状地と丘陵地	沖積平野と丘陵地
海岸形状特性	城ヶ崎以北 岩礁海岸 城ヶ崎以南 砂浜海岸 が主体	港湾の人工海岸が主体	消波ブロックで覆われた人工 海岸が主体 常願寺川西は砂浜海岸	礫浜海岸及び消波ブロックで 覆われた人工海岸が主体	岩礁海岸、砂浜・礫浜海岸、 崖海岸が変化に富んで混在 する海岸 侵食により、人工海岸が主体
地域特性	・仏生寺川、上庄川、奈川 川等の河口に形成された 平野部に資産が集中 ・漁港が多く、ブリ漁が盛ん である。 ・海水浴場が多い、南側の 砂浜海岸ではキャンプ場 がある。 ・能登国定公園を含む。 ・背後には国道 160 号が平 行する。	・神通川、庄川の供給土砂 によって形成された低平 地に、市街地が形成さ れ、沿岸内でも特に資産 が集中 ・寄り回り波が見られる。 ・砂浜部は侵食傾向が強 い。 ・伏木富山港の港湾利用 が主体。 ・東の砂浜海岸では海水 浴利用がある。 ・新湊、岩瀬付近ではシロ エビ漁が盛んである。	・西部は常願寺川の供給 土砂により扇状地が形 成。東部は、背後に丘陵 地が迫り、片貝川、早月 川などの急流河川によ り、沿岸部に平地が形 成されている。 ・寄り回り波の常襲地帯 となっている。 ・かつて見られた砂浜は、 大部分が消失している。 ・ホタルイカ群遊海面、蜃 気楼等が有名。 ・漁港が多く、魚津、滑川 付近ではホタルイカ漁が 盛んである。	・小川、黒部川等の供給 土砂により形成された黒 部川扇状地が主体。 ・宮崎以東では、境川や新 潟県側からの供給土砂に より、礫浜が形成され ている。 ・冬季風浪の影響が強く、 海岸侵食が激しい。 ・寄り回り波の常襲地帯 となっている。 ・漁港が多い。 ・朝日県立自然公園を含 む。 ・ヒスイ海岸が有名。	・海水浴場、観光名所が多 く分布 ・名立川、能生川、姫川、 青海川など、急流河川か らの供給土砂により形 成されたわずかな平地に、 人家・交通の要所等の資 産が集中 ・姫川、青海川では天然記 念物のヒスイ原産地から 海岸に繋がる流砂系あり ・国道 8 号、日本海ひすい ラインが海岸背後に並行 ・能登半島と佐渡島の遮蔽 がなく、激しい冬期風浪 の常襲地帯となっている。 ・漁港が多く、陸地近くでは 刺網、沖合では底引き網 漁が盛んである。

2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

ゾーン毎の特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び沿岸の長期的な在り方を踏まえ、ゾーン毎の今後の海岸保全の施策を表 2-2 に示す。

表 2-2 ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

ゾーン	ゾーンの特性	海岸保全の施策		
		海岸の防護	海岸環境の整備と保全	公衆の海岸の適正な利用
糸魚川ゾーン	<p>市振、親不知、糸魚川、百川海岸等の砂浜海岸を除いては、全般的に岩石性海岸や崖海岸である。西に親不知・子不知の断崖、東に久比岐の弁天岩を中心とした海岸景観など優れた自然が分布する。地域の自然を生かした、また漁業と結びついた観光拠点が点在する。</p> <p>砂浜海岸は全体的に著しい海岸侵食が生じている。海岸背後には、国道8号や日本海ひすいラインの主要交通機関、住宅等の施設が密集しており、過去には激甚な越波や侵食が発生し、交通止めや家屋流出の被害が発生している。</p> <p><u>海岸防護を重視しつつ利用・環境との調和が必要な沿岸</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 激甚な海岸侵食や越波災害が発生しているため、防護を最優先とするが、地域の優れた景観保全と利用状況に配慮する。 □ 海浜の安定、回復により、恒久的な安全確保を目指し、人工リーフ、離岸堤の整備を行うとともに、必要に応じ海浜回復のための養浜を行うなど、面的防護整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 親不知・子不知、久比岐の両県立自然公園、白馬などの背後地域との面的なつながりなど、自然豊かな地域特性を尊重する。 □ 奇岩や崖海岸などの優れた景観を損なわないよう、これらと調和のとれた海岸保全施設の整備に努める。 □ 必要に応じ、海岸侵食により失われた海浜などの自然環境や景観を回復することに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 親不知・子不知、久比岐の両県立自然公園、親不知ピアパーク、糸魚川市街地周辺、マリンドリーム能生等の各地点を拠点として、白馬などの背後地域との面的なつながりを強めつつ、観光利用の軸の強化を図る。 □ 海岸における人と人との交流を通じ、県内外を問わず環境保全や海岸愛護・マナー向上の啓発に努める。
下新川ゾーン	<p>黒部川を中心とする扇状地地形と宮崎以東の新潟に連なる丘陵地地形が主体。礫浜海岸が多く、侵食対策が特に重視される沿岸。朝日県立自然公園が含まれ、貴重な自然環境を有している。新潟県との連続性が求められる沿岸。</p> <p><u>海岸防護が重視される沿岸</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 厳しい海岸侵食の見られる沿岸であることから、未整備箇所の重点的な整備に主眼を置く。また、地域の自然を活かした自然性豊かな海岸空間の保全・創出が望まれる海岸では、環境面や利用面を考慮し人工リーフや緩傾斜護岸等の総合的な海岸保全対策による整備を図る。 □ 国土交通省との連携のもと、新しい保全工法の開発、流域や海岸相互での総合的な土砂管理システムの構築を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 日本の渚・百選に選ばれた宮崎・境海岸や、藻場、杉沢の沢スギ、鹿島樹叢、黒部川河口などの優れた自然環境を保全していくとともに、浜の維持・回復、海岸樹林や海浜植物の育成を積極的に進め、地域の一体性や連続性をふまえた良好な環境の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 海と緑の健康海岸事業等によって、地域の優れた自然資源を活かし、地域住民の生活環境にやすらぎと潤いを与える生活密着型の拠点づくりへの展開を図る。また、なぎさビレッジ計画と連携し、自然性豊かな海洋性レクリエーションエリアの形成を、隣接する新潟県との一体性や連続性に配慮して図る。
富山湾奥ゾーン	<p>消波ブロックで覆われた人工海岸が主体。常願寺川以西を除き海浜部は少ない。ホタルイカ群遊海面や蟹気楼といった「不思議の海」が見られる沿岸。魚津・滑川周辺では、ホタルイカ漁が盛んである。水族館など海岸と関連のある拠点施設が多く立地している。</p> <p><u>地域利用が主体となる沿岸</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 寄り回り波による越波被害対策及び侵食対策の充実を目的として、面的防護を中心とした施設の整備を行う。また、うるおいと憩いのある海岸空間を創出するため、既設の離岸堤の潜堤化や養浜によって保全施設の質的向上を図り、人工海岸化した海岸環境を改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域に残された藻場、海岸背後のクロマツ林などの自然資源を保全していくとともに、蟹気楼、ホタルイカ群遊海面といった地域を代表する優れた自然環境の維持を目的として、景観面・利用面に配慮して、人工リーフ・潜堤養浜により、砂浜景観を保全・創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 水産科学展示施設やほたるいカ観光、水族館、埋没林博物館など資源活用型施設との連携を進め、観光拠点づくりの充実を図る。 □ 深層水等の実験研究を推進しつつ、作り育てる漁業および漁場開発などを行い、沿岸域の多面的な活用を図る。
伏木富山港ゾーン	<p>特定重要港湾である伏木富山港を中核とする港湾が主体。背後は港を利用した工業地帯が広がっている。シロエビ群遊海面が前面に広がっており、新湊や富山市・岩瀬ではシロエビ漁が盛んである。また、海王丸パークや新湊マリーナなど、海洋性レクリエーション利用が盛んな沿岸である。</p> <p><u>高度利用された沿岸</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 寄り回り波や冬季風浪による侵食対策として、ふるさと海岸整備等により、環境面・利用面に配慮し、既設離岸堤の潜堤化、突堤と養浜の組み合わせによる砂浜の創出など、港湾に隣接する複合的で新たな海岸空間の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 港湾を主体とした地域に残された藻場やクロマツ群落などの自然資源を保全していくとともに、浜の維持・回復や海岸樹林の育成を促進し、良好な海岸環境の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 日本海ミュージアム構想、ポートルネッサンス21などを推進し、伏木富山港を中軸とした海岸レジャー拠点づくりへの展開を図る。 □ 富山の海岸のビューポイントであり、ビーチ利用促進モデル海岸や新湊マリーナとの連携から、海岸の多面的な活用の促進と、海岸利用者のマナー向上を図る。
氷見ゾーン	<p>石川県・能登半島に連なる丘陵地地形が主体。城ヶ崎を境に岩石海岸(北側)と砂浜海岸(南側)に分かれる。漁港が多くブリ漁をはじめとする沿岸漁業が盛んなゾーン。能登半島国定公園が含まれ、優れた景観を有している。石川県との連続性が求められる沿岸。</p> <p><u>環境保全が重視される沿岸</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 環境面・利用面に配慮し、北部の岩石海岸では、人工リーフや緩傾斜護岸によって総合的な越波対策を図るほか、南部の砂浜海岸においては、養浜や突堤、人工リーフ等の組み合わせによって静的に安定な海浜を創出するなど、地域の優れた自然資源を保全し、自然と調和した海岸空間を創出していく。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 能登半島へと連なる変化に富んだ海岸地形、立山連峰や虹が島の眺望、日本の渚・百選に選ばれた雨晴海岸などの優れた自然景観を阻害しない人工リーフや潜堤を採用し、良好な環境の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 新マリノベーション拠点漁港の総合的な整備や、氷見海浜植物園、海洋学習村、雨晴CCZ、小境CCZなど地域の優れた自然資源を活かした施設を核とした新たな観光拠点づくりへの展開を図るとともに、周辺の海水浴場の充実を図る。 □ 栽培漁業センターの充実を図り、隣接する能登地域との一体性や連続性に配慮しながら沿岸域の多面的な活用を図る。

2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。

- ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域
- ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域
- ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域

(2) 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。

各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。

2.4 海岸保全施設の諸元の整理

2.4.1 新潟県エリアの海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-4 及び基本計画添付図により示す。

(1) 沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、**目安高**（**沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高**）、現況の海岸保全施設を示す。

(2) 海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び**海岸保全施設の目安高**を記載している。

海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

(3) 受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、**越波及び津波**による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表 2-4 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置			主要な施設の種類		受益の地域		備考		
				区 域	地 区	規 模		現況施設	計画施設	地 域		状 況	
						延長 (m)	目安高 (m)						維持又は修繕の方法
富山湾沿岸	糸魚川ゾーン	1	建設	名立海岸（名立小泊地区）	上越市名立区名立小泊	891	T.P.+7.5	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	公共用地	国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園	
		2	漁港	名立漁港海岸	上越市名立区名立小泊（名立漁港）	1,389	T.P.+9.0	護岸、消波堤、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	上越市の一部	住宅地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園
		3	建設	能生海岸（名立大町地区）	上越市名立区名立大町	2,127	T.P.+5.1	護岸、離岸堤				国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されており、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて名立大町地区住家連たん区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないことから、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		4	建設	能生海岸（徳合地区）	糸魚川市徳合	1,083	T.P.+5.2					国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		5	漁港	筒石漁港海岸	糸魚川市筒石（筒石漁港）	1,410	T.P.+5.2	離岸堤、突堤				新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、施設の適切な維持・修繕を行う。	
		6	建設	能生海岸（筒石・藤崎・百川・小泊地区）	糸魚川市筒石～能生小泊	5,131	T.P.+8.6	護岸、離岸堤、突堤、人工リーフ、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地	国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、一部区間が海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて海水浴場利用区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園 藤崎海水浴場 百川海水浴場
		7	漁港	能生漁港海岸	糸魚川市能生小泊（能生漁港）	1,343	T.P.+7.2	護岸、離岸堤、突堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。	久比岐県立自然公園
		8	建設	能生海岸（木ノ浦・能生地区）	糸魚川市木ノ浦～能生	1,320	T.P.+6.5	護岸、消波工、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地	国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて住家近接区間を年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	

※1: 施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表 2-4 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規 模		主要な施設の種類の		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
富山湾沿岸	糸魚川ゾーン	9	漁港	鬼舞漁港海岸	糸魚川市木浦(鬼舞漁港)	1,765	T.P.+6.3	護岸、消波工、離岸堤				国道8号及び住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。年2回程度の巡視定期点検を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		10	建設	糸魚川・能生海岸(間脇・鬼伏地区)	糸魚川市鬼伏～間脇	2,940	T.P.+8.9	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地、農地	国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されており、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて住家近接区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないことから年1回程度巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		11	漁港	浦本漁港海岸	糸魚川市中浜(浦本漁港)	1,094	T.P.+7.2	護岸、離岸堤、突堤、消波工	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、施設の適切な維持・修繕を行う。	
		12	建設	糸魚川海岸(中宿・間脇地区)	糸魚川市中宿～間脇	951	T.P.+10.2	護岸、消波工、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地、農地	日本海ひすいライン、国道8号及び住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。利用面や施設の重要度が高いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		13	漁港	大和川漁港海岸	糸魚川市大和川(大和川漁港)	1,885	T.P.+10.0	護岸、消波工、突堤、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	糸魚川市の一部	住宅地、農地	住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、一部区間が海水浴場としても利用されている。年2回程度の巡視定期点検を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	大和川海水浴場
		14	建設	糸魚川海岸(寺島・横町・大町・寺町・押上・竹ヶ花地区)	糸魚川市寺島～竹ヶ花	4,050	T.P.+11.3	護岸、消波工、人工リーフ、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工	糸魚川市の一部	住宅地、市街地、農地	国道8号及び市街地が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場としての利用もあり、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて過去に越波被害があった区間は年12回程度、海水浴場区間も含めたその他の区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	押上海水浴場
		15	港湾	姫川港海岸(寺島海岸)	糸魚川市寺島(姫川港)	378	T.P.+6.7	護岸				背後に国道8号、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
16	港湾	姫川港海岸(田海・須沢地区)	糸魚川市田海～須沢(姫川港)	2,020	T.P.+11.4	護岸、離岸堤	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	背後に国道8号、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。			

※1: 施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表 2-4 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	管理者	配 置		規模		主要な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	地 区	延長 (m)	目安高 (m)	現況施設	計画施設	地 域	状 況		
富山湾沿岸	糸魚川ゾーン	17	港湾	姫川港海岸（青海・寺地地区）	糸魚川市青海～寺地（姫川港）	1,810	T.P.+8.7	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	市街地、住宅地	背後に国道8号、JR青海駅、住宅地を抱えていること及びラベンダービーチと称され利用される海岸であり緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。	
		18	建設	青海海岸（青海地区）	糸魚川市青海	1,409	T.P.+11.0	護岸、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	公共用地、住宅地	日本海ひすいライン、国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	親不知・子不知県立自然公園
		19	漁港	親不知漁港海岸	糸魚川市外波（親不知漁港）	406	T.P.+8.3	護岸、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	国道8号及び住家が近接しており、また一部区間が海水浴場として利用されている。年2回程度の巡視定期点検を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	親不知・子不知県立自然公園 親不知海水浴場
		20	建設	青海海岸（親不知地区）	糸魚川市外波	2,341	T.P.+12.0	護岸、消波工、潜堤	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地	日本海ひすいライン、国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて観光施設のある区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	親不知・子不知県立自然公園 道の駅「親不知ピアパーク」
		21	漁港	市振漁港海岸	糸魚川市市振（市振漁港）	1,184	T.P.+10.4	護岸、離岸堤、人工リーフ	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	住宅地、公共用地	新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。	親不知・子不知県立自然公園
		22	建設	青海海岸（玉ノ木地区）	糸魚川市市振	1,346	T.P.+9.6	護岸、消波工、人工リーフ、離岸堤、突堤	護岸等※1、離岸堤等※2	糸魚川市の一部	農地	あいの風とやま鉄道線、国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。	親不知・子不知県立自然公園

※1: 施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

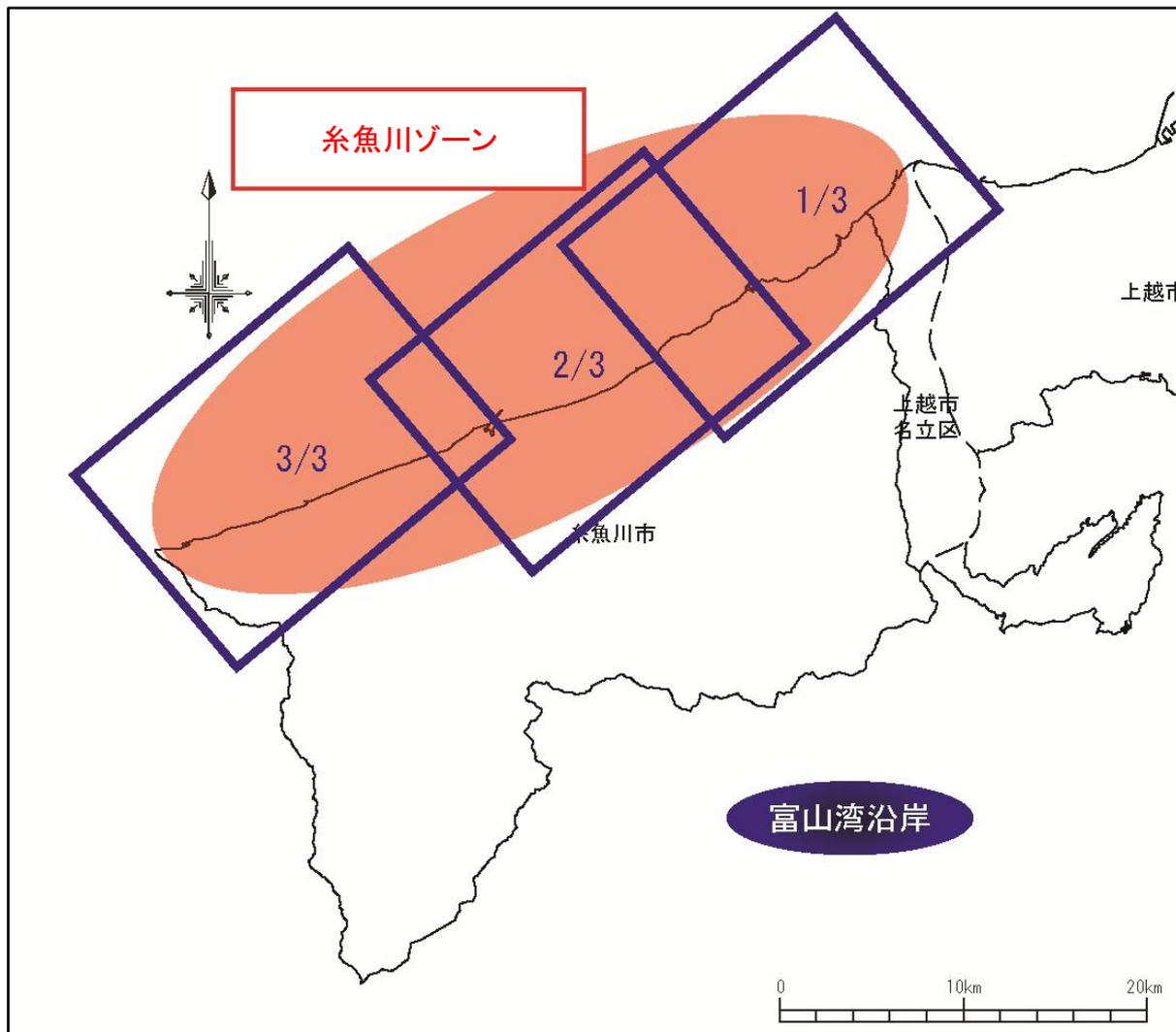
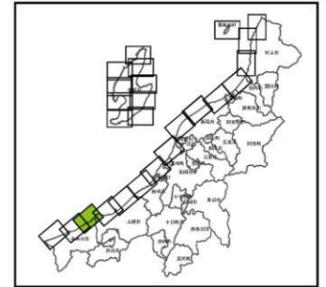


図 2-4 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸保全基本計画添付図の位置図

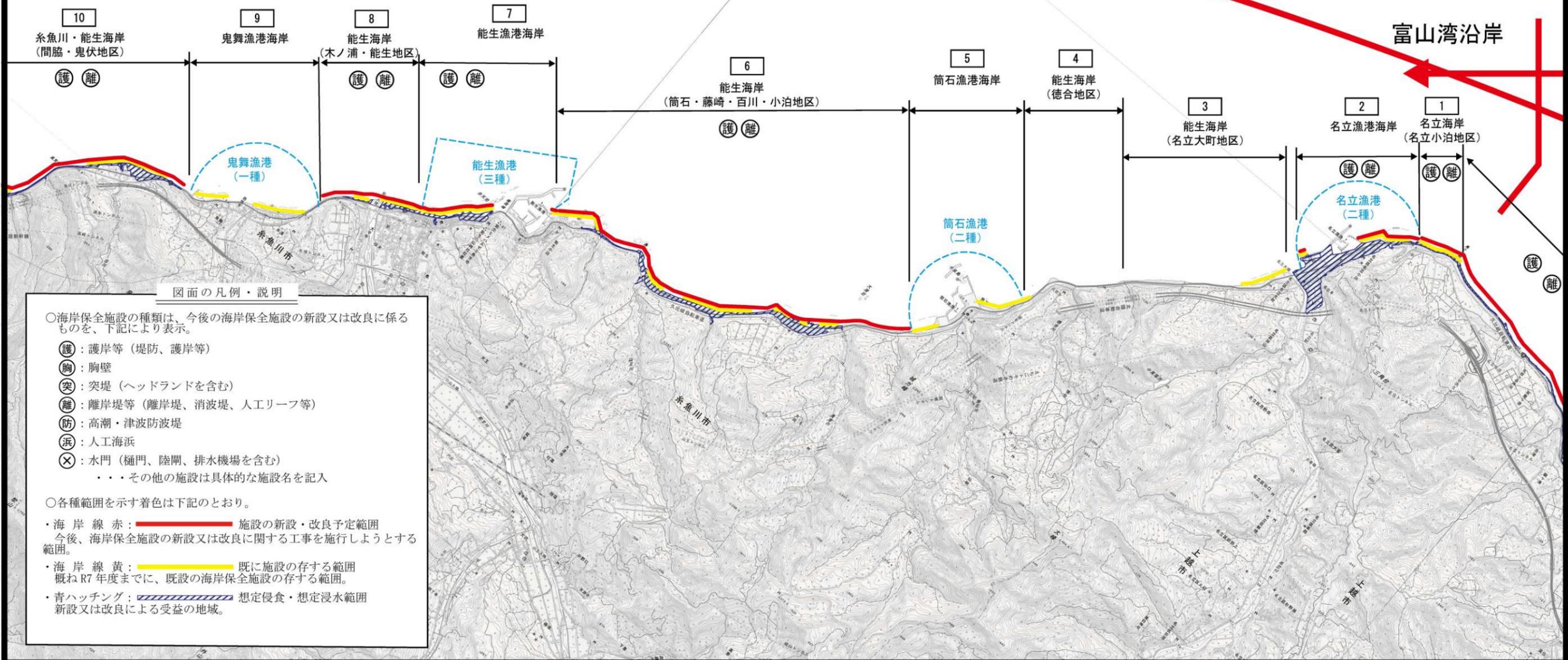
富山湾沿岸 海岸保全基本計画添付図 (その1 / 3)

縮尺 1 / 5 万



糸魚川ゾーン

富山湾沿岸



図面の凡例・説明

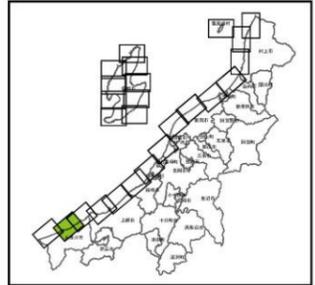
- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
 - 護岸等 (堤防、護岸等)
 - 胸壁
 - 突堤 (ヘッドランドを含む)
 - 離岸堤等 (離岸堤、消波堤、人工リーフ等)
 - 防波堤 (高潮・津波防波堤)
 - 人工海浜
 - 水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
 - その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
 - ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
 - ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
 - ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

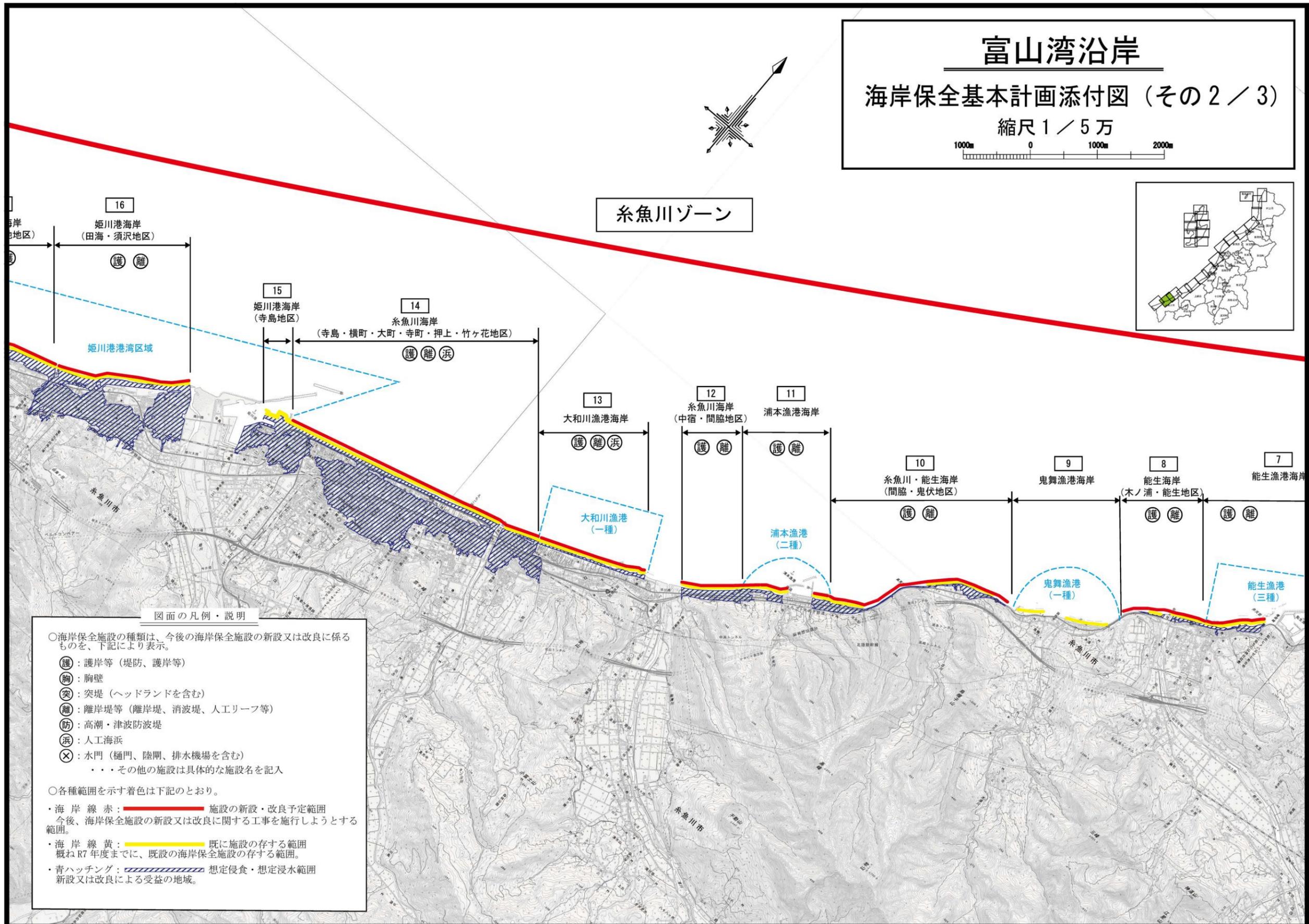
富山湾沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その2 / 3)

縮尺 1 / 5 万



糸魚川ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ……その他の施設は具体的な施設名を記入

- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- 海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- 海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- 青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

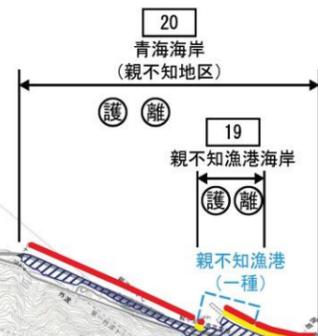
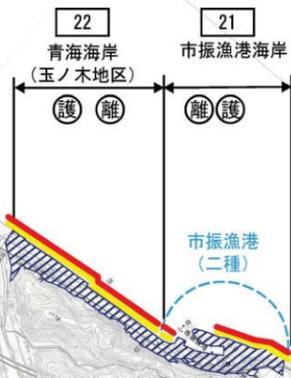
富山湾沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その3 / 3)

縮尺 1 / 5 万



糸魚川ゾーン



図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

2. 4. 2 富山県エリアの海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-3 及び基本計画添付図により示す。

(1) 沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、代表堤防高(保全の目標となる堤防、護岸等の天端高)、現況の海岸保全施設を示す。

(2) 海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び代表堤防高を記載している。

(3) 受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表 2-3 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		規模		主な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考
			区域	地区	延長(m)	代表堤防高(m)	現況施設	計画施設	地域	状況		
下新川ゾーン 朝日町		1	朝日海岸(境地区)	朝日町境地先	2,340	T.P.+8.5	直立護岸 離岸堤 養浜工 エアリーフ 緩傾斜護岸	人工リーフ 緩傾斜護岸 養浜工	朝日町の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・近隣にオートキャンプ場があり、ヒスイ海岸として多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	朝日県立自然公園
			朝日海岸(宮崎地区)	朝日町宮崎～境地先	1,500	T.P.+8.5	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	人工リーフ	朝日町の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後にオートキャンプ場があり、ヒスイ海岸として多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	朝日県立自然公園
			宮崎漁港海岸	朝日町宮崎地先	850	T.P.+7.0	直立護岸 消波堤 離岸堤	緩傾斜護岸 離岸堤 エアリーフ	朝日町の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している漁港西側の区間は、巡視等において、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 	朝日県立自然公園
			朝日海岸(朝日地区)	朝日町元屋敷～宮崎地先	1,350	T.P.+6.6	直立護岸 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 エアリーフ	人工リーフ 緩傾斜護岸	朝日町の一部	住宅地 農用地 他	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している一部の区間は、巡視等において、施設の変状等に特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	朝日県立自然公園
			朝日海岸(大屋地区)	朝日町東草野～下横尾地先	1,390	T.P.+5.7	緩傾斜護岸 離岸堤 エアリーフ		朝日町の一部	住宅地 農用地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海浜公園があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	朝日県立自然公園

表 2-3 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		主な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考		
			区域	地区	規模		現況施設	計画施設			地域	状況
					延長(m)	代表堤防高(m)						
下新川ゾーン 黒川沿岸		6	朝日海岸(赤川・東草野地区)	朝日町赤川～東草野地先	1,330	T.P.+5.7	緩傾斜堤防 離岸堤 エアリーフ	エアリーフ 緩傾斜堤防 離岸堤	朝日町の一部	住宅地 農用地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失していることから、高波浪後に巡視を行う。 ・エアリーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	
		7	入善海岸(入善地区)	入善町下飯野～古黒部地先	9,950	T.P.+5.7	緩傾斜堤防 離岸堤	離岸堤 緩傾斜堤防	入善町の一部	住宅地 農用地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している。また、海底谷地形により越波が発生しやすいため高波浪後に巡視を行う。 	
		8	入善漁港海岸	入善町芦崎～下飯野地先	1,570	D.L.+7.7	緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 潜堤	緩傾斜護岸 養浜工 潜堤	入善町の一部	住宅地 農用地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の巡視(月1回程度)、陸側の定期点検・整備(年1回程度)及び護岸の定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	
		9	黒部漁港海岸	黒部市生地地先	310	D.L.+4.2	直立護岸 突堤		黒部市の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 	
		10	石田漁港海岸	黒部市浜石田～新町地先	360	D.L.+4.2	直立護岸		黒部市の一部	住宅地 他	<ul style="list-style-type: none"> ・フィッシャリーナ、つり橋構があり、多くの利用者が訪れることから、漁港施設と合わせた巡視(週1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 	

表 2-3 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		規模		主な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考
			区域	地区	延長 (m)	代表堤防高 (m)	現況施設	計画施設	地域	状況		
瀬川地区	下新川ゾーン	11	黒部海岸(黒部地区)	黒部市荒俣～石田地先	5,950	T.P.+4.2 T.P.+5.7	堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 緩傾斜堤防	離岸堤 人工リーフ 緩傾斜堤防 養浜工 根固め消波工 突堤	黒部市の一部	住宅地 商業業務地 工業地 農用地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場、海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があり、一部区間では、侵食により砂浜が消失していることから、高波浪後に巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	
		12	経田漁港海岸	魚津市経田西町～東町地先	370	D.L.+4.5	直立護岸		魚津市の一部	住宅地 商業業務地 工業地 農用地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 	
		13	魚津海岸(経田地区)	魚津市北鬼江～経田地先	2,680	T.P.+4.5	直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	緩傾斜護岸 突堤 養浜工	魚津市の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・曇気楼の見える海岸線であり、歩行者が多いため、適宜巡視を追加する。 ・施設が古く老朽化している区間があることから、巡視時等では、施設の変状等に特に注意する。 	
		14	魚津港海岸(魚津地区)	魚津市三ヶ～北鬼江地先	4,080	D.L.+4.5	緩傾斜護岸 離岸堤 突堤	潜堤 突堤 養浜工	魚津市の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・曇気楼の見える海岸線であり、歩行者が多いため、適宜巡視を追加する。 ・越波の多い海岸であるため、異常時点検以外にも、高波浪後に巡視を行う。 	
		15	清川海岸(吉浦地区)	清川市笠木～吉浦地先	2,570	T.P.+5.5	堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤	離岸堤 緩傾斜護岸	清川市の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に下水処理施設のある区間があることから、巡視等では、特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	
		16	清川漁港海岸	清川市三穂町～荒俣地先	3,120	D.L.+5.5	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 消波堤	緩傾斜護岸 離岸堤	清川市の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があることから、巡視等では、特に注意する。 	

表 2-3 (4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿河区区分	ゾーン区分	配置				主な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考
		区域	地区	規模		現況施設	計画施設	地域	状況		
				延長 (m)	代表堤防高 (m)						
国土保沿社	国土保沿ゾーン	17	清川海岸(高月地区)	清川市高月地先	1,570	T.P.+6.8	堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤		清川市の一部	住宅地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(施設の整備年度が古いため1年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化の著しい区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。
		18	高月漁港海岸	清川市高月地先	280	D.L.+6.8	堤防 直立護岸 離岸堤 突堤		清川市の一部	住宅地 他	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化の著しい区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。
		19	水橋海岸(水橋地区)	清川市魚形地先	240	T.P.+6.8	堤防 直立護岸 離岸堤	護岸嵩上げ 階段工	清川市の一部	住宅地 工業地 農用地 他	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜は安定していることから、巡視等では、変状の兆候等に注意する。 ・沿岸漂砂に影響を与えないよう、離岸堤背後の滞砂状況に注意し砂浜の安定を図る。
		20	水橋漁港海岸	富山市水橋魚形～山玉町地先	1,570	D.L.+7.8	堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	離岸堤 突堤 防潮林	富山市の一部	住宅地 農用地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・堤防を散歩コースとしている利用者が多いことから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 ・背後地域への越波及び海岸侵食が懸念されることから、異常時点検以外にも、波浪後に適宜巡視を行う。
		21	富山海岸(富山地区)	富山市海岸通～浜黒崎地先	4,470	T.P.+4.5	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ	緩傾斜護岸 人工リーフ	富山市の一部	住宅地 森林地 他	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、利用者が多く訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。
伏木富山港ゾーン		22	四方漁港海岸	富山市四方一番町～四方恵比須町地先	140	D.L.+3.5	直立護岸 消波堤 突堤		富山市の一部	住宅地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化が著しい区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。

表 2-3 (5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		規模		主な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考
			区域	地区	延長(m)	代表堤防高(m)	現況施設	計画施設	地域	状況		
富山県沿岸	伏木富山港ゾーン	23	伏木富山港海岸(富山地区)	富山市打出～岩瀬古志町地先	4,410	D.L+4.5	直立護岸 離岸堤 潜堤 突堤	潜堤 突堤 養浜工	富山市の一部	住宅地 工業地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘等が生じる恐れがあることから、定期点検等では、堤体の沈下等に注意する。 	
		24	伏木富山港海岸(新湊地区)	射水市八幡町～本江地先	11,680	D.L+4.5	堤防 縦横斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	潜堤 突堤 養浜工 縦横斜護岸	射水市の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・当該区域には海水浴場・海浜公園があり、多くの利用者が訪れるため、適宜巡視を追加する。 ・砂浜の侵食が進んでいる区間があることから、巡視等では、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘等が生じる恐れがあることから、定期点検等では、堤体の沈下等に注意する。 	
		25	新湊漁港海岸	射水市港町～八幡町地先	1,420	D.L+5.9	堤防 離岸堤		射水市の一部	住宅地 他	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・直立護岸背後には道路が並行していることから、越波発生後の異常時点検では陥没等の有無に注意する。 	
		26	伏木富山港海岸(伏木地区)	高岡市雨晴～射水市港町地先	5,170	D.L+5.0	堤防 直立護岸 離岸堤 人工リーフ	潜堤 養浜工 縦横斜護岸	高岡市・射水市の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・国分海岸や雨晴海岸には、曇砂地や海水浴場などがあり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	

表 2-3 (6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

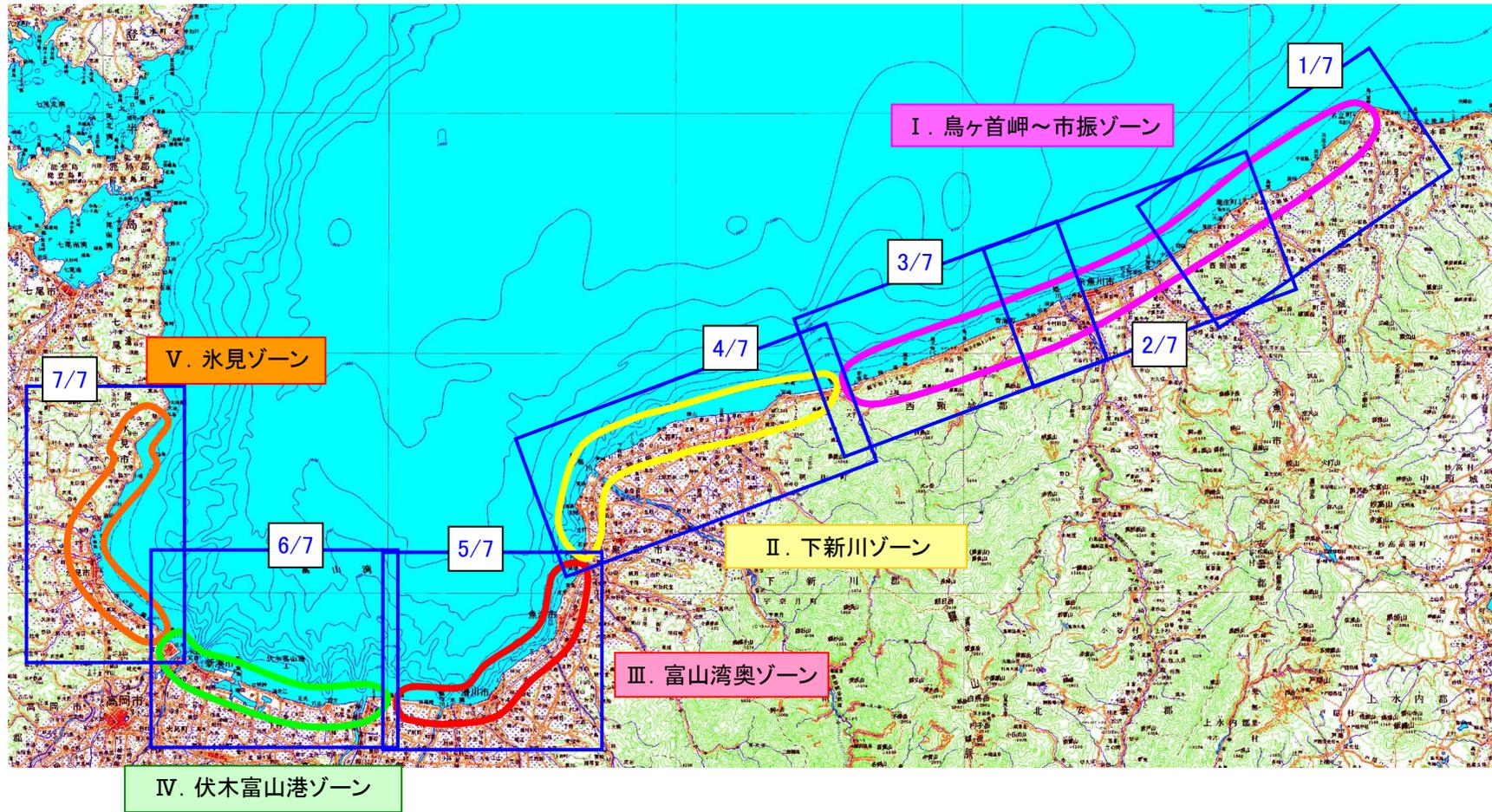
沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		主な施設の種類			受益の地域		維持又は修繕の方法	備考	
			区域	地区	規模		現況施設	計画施設	地域			状況
					延長(m)	代表堤防高(m)						
富山湾沿岸	氷見ゾーン	27	高岡海岸(太田地区)	高岡市太田地先	2,670	T.P.+3.5	緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ突堤	人工リーフ 遊歩道 養浜工 緩傾斜護岸	高岡市の一部	住宅地 森林地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・当該区域には海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・砂浜の侵食が進んでいる区間があることから、巡視等では、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 ・施設の形状に隅角部を有しており、波が集中する恐れがあることから、巡視等では、施設の変状等に注意する。 	能登半島国定公園
		28	氷見海岸(島尾地区)	氷見市窪～島尾地先	2,950	T.P.+3.5	緩傾斜護岸		氷見市の一部	住宅地 他	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・景勝地や海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 	能登半島国定公園
		29	氷見漁港海岸	氷見市間島～地蔵町地先	2,240	D.L.+3.5	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	人工リーフ	氷見市の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・当該区域には陸脚(手動開閉式)が設置されていることから、巡視等では、適宜動作確認を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後には、陸脚等の設備を含めて異常時点検を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	能登半島国定公園
		30	氷見海岸(阿尾地区)	氷見市阿尾～間島地先	1,430	T.P.+3.5	緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤	突堤 養浜工 保護工 磯 養浜工	氷見市の一部	住宅地 農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・潜堤や磯養浜の整備により、砂浜が安定しつつあるが、巡視等では、変状の兆候等に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	能登半島国定公園
		31	阿尾漁港海岸	氷見市阿尾地先	630	D.L.+3.5	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤		氷見市の一部	住宅地 森林地 他	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場や公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 	能登半島国定公園

表 2-3 (7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

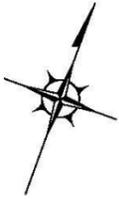
沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		規模		主な施設の種類		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考
			区域	地区	延長(m)	代表堤防高(m)	現況施設	計画施設	地域	状況		
富山湾沿岸	氷見ゾーン	32	菟田漁港海岸	氷見市治～菟田地先	1,610	D.L.+3.5	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤		氷見市の一部	住宅地 農用地 森林地	・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。	能登半島国定公園
		33	氷見海岸(治地区)	氷見市治地先	970	T.P.+3.5	離岸堤 突堤		氷見市の一部	住宅地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・離岸堤等により、現在のところ安定している海岸であるが、巡視時等では、変状の兆候等に注意する。	能登半島国定公園
		34	氷見海岸(宇波地区)	氷見市宇波地先	650	T.P.+3.5	消波堤 離岸堤		氷見市の一部	住宅地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。	能登半島国定公園
		35	宇波漁港海岸	氷見市脇方～宇波地先	630	D.L.+3.5	直立護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤	人工リーフ 緩傾斜護岸	氷見市の一部	住宅地 農用地 他	・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。	能登半島国定公園
		36	氷見海岸(小境海岸)	氷見市小境地先	850	T.P.+3.5	緩傾斜護岸 離岸堤 養浜工 潜堤 突堤	潜堤	氷見市の一部	住宅地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場や海浜公園があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。	能登半島国定公園
		37	大境漁港海岸	氷見市大境地先	480	D.L.+3.5	緩傾斜護岸 消波堤		氷見市の一部	住宅地 他	・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。	能登半島国定公園
		38	氷見海岸(姿地区)	氷見市姿地先	1,530	T.P.+3.5	直立護岸 離岸堤		氷見市の一部	住宅地	・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。	能登半島国定公園

表 2-3 (8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

沿岸区分	ゾーン区分	区域番号	配置		主な施設の種別		受益の地域		維持又は修繕の方法	備考		
			区域	地区	規模		現況施設	計画施設			地域	状況
					延長(m)	代表堤防高(m)						
富山湾沿岸	氷見ゾーン	39	氷見海岸(中田地区)	氷見市中田地先	1,860	T.P.+3.5	離岸堤 突堤	人工リーフ	氷見市の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 	能登半島国定公園
		40	女良漁港海岸	氷見市中波地先	400	D.L.+3.5	直立護岸		氷見市の一部	住宅地 他	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港/トイレとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海岸の背後に民家があることから、適宜巡視を行う。 	
		41	氷見海岸(中波地区)	氷見市中波地先	560	T.P.+3.5	消波堤 離岸堤		氷見市の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 	
		42	氷見海岸(脇地区)	氷見市脇地先	1,060	T.P.+3.5	離岸堤 突堤		氷見市の一部	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・離岸堤等により、現在のところ安定している海岸であるが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 	

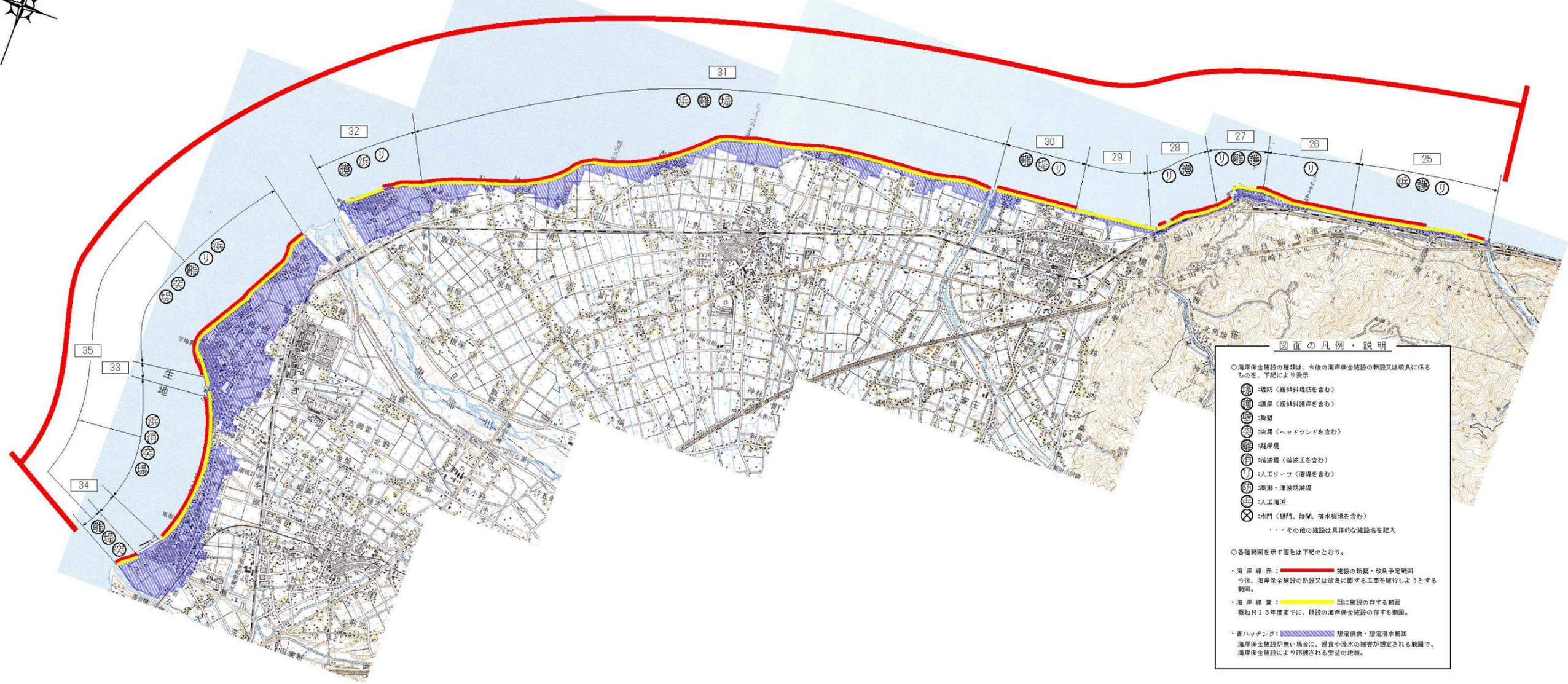


富山湾沿岸(富山県エリア)における海岸保全基本計画添付図の位置図



下新川ゾーン

富山湾沿岸
 海岸保全基本計画添付図（その4/7）
 縮尺 1/5万



図面の凡例・説明

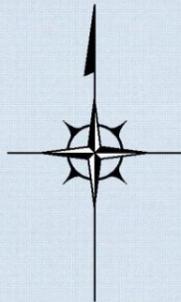
○海岸保全施設の種類のほか、今後の海岸保全施設の施設又は改良に係るものを、下記により表示

- :堤防（緩傾斜堤防を含む）
- :護岸（緩傾斜護岸を含む）
- :胸壁
- :突堤（ヘッドランドを含む）
- :離岸堤
- :消波堤（消波工を含む）
- :人工リーフ（潜堤を含む）
- :高潮・津波防波堤
- :人工海岸
- ⊗:水門（樋門、陸門、排水機場を含む）

...その他の施設は具体的な施設名を記入

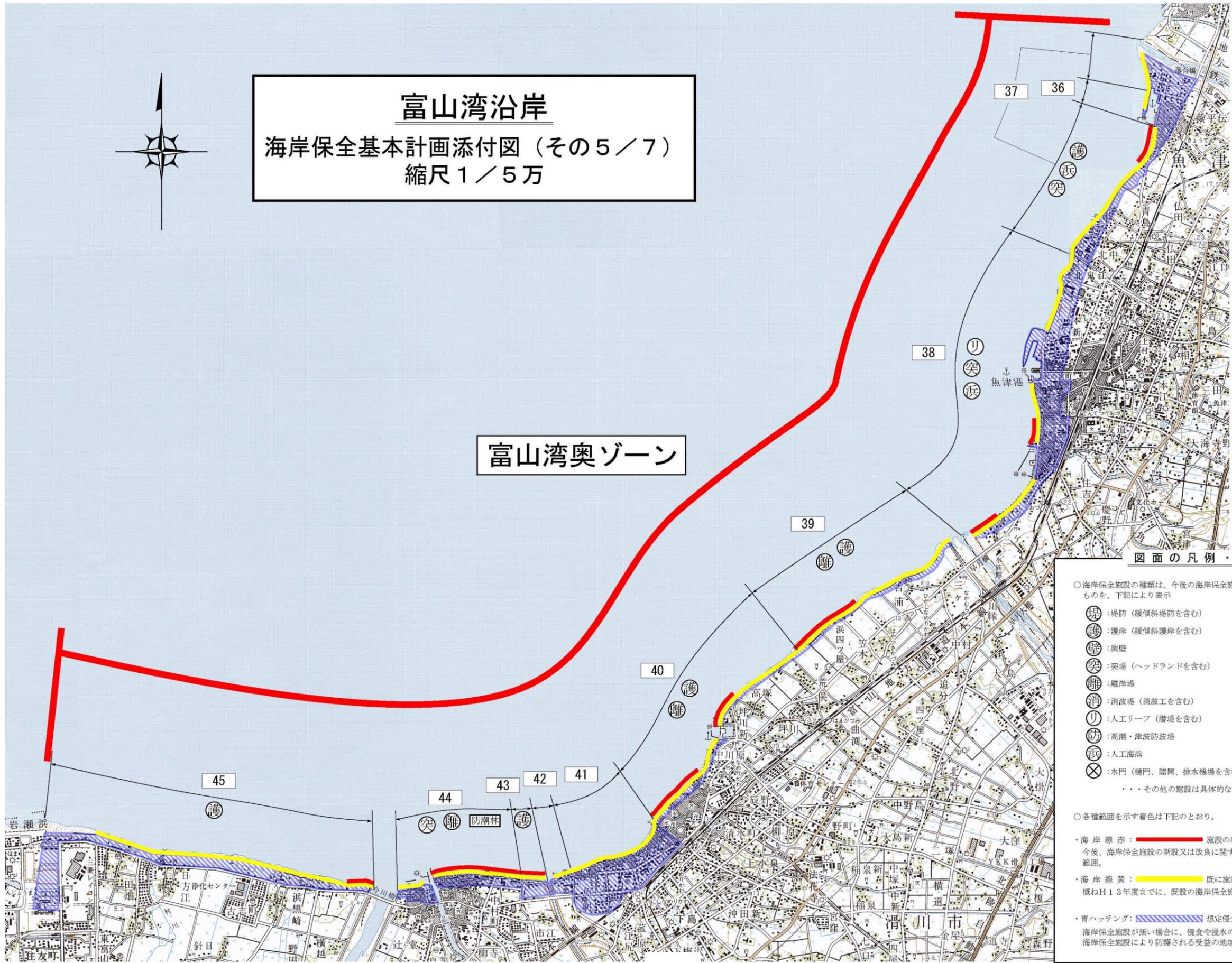
○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線赤：施設の新築・改良予定範囲
 今後、海岸保全施設の施設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線黄：既に施設のある範囲
 概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
 海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。



富山湾沿岸
海岸保全基本計画添付図（その5／7）
縮尺 1／5万

富山湾奥ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種別は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示
- 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
- 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
- 胸壁
- 突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離岸堤
- 消波堤 (消波工を含む)
- 人工リーフ (潜堤を含む)
- 防 (高潮・津波防波堤)
- 浜 (人工海浜)
- 水門 (種門、陸開、排水機場を含む)
- ... その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- 海岸線 赤: 施設の新築・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- 海岸線 黄: 既に施設の存する範囲
概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- 青ハッチング: 想定侵食・想定浸水範囲
海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。

富山湾沿岸

海岸保全基本計画添付図（その6／7）

縮尺 1／5万

伏木富山港ゾーン



図面の凡例・説明

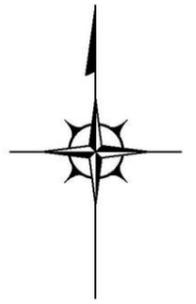
○ 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示

- ⊕ : 堤防（緩傾斜堤防を含む）
- ⊖ : 護岸（緩傾斜護岸を含む）
- ⊗ : 胸壁
- ⊙ : 突堤（ヘッドランドを含む）
- ⊖ : 離岸堤
- ⊖ : 消波堤（消波工を含む）
- ⊖ : 人工リーフ（潜場を含む）
- ⊖ : 高潮・津波防波堤
- ⊖ : 人工海浜
- ⊗ : 水門（樋門、陸開、排水機場を含む）

・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○ 各種範囲を示す着色は下記のとおり。

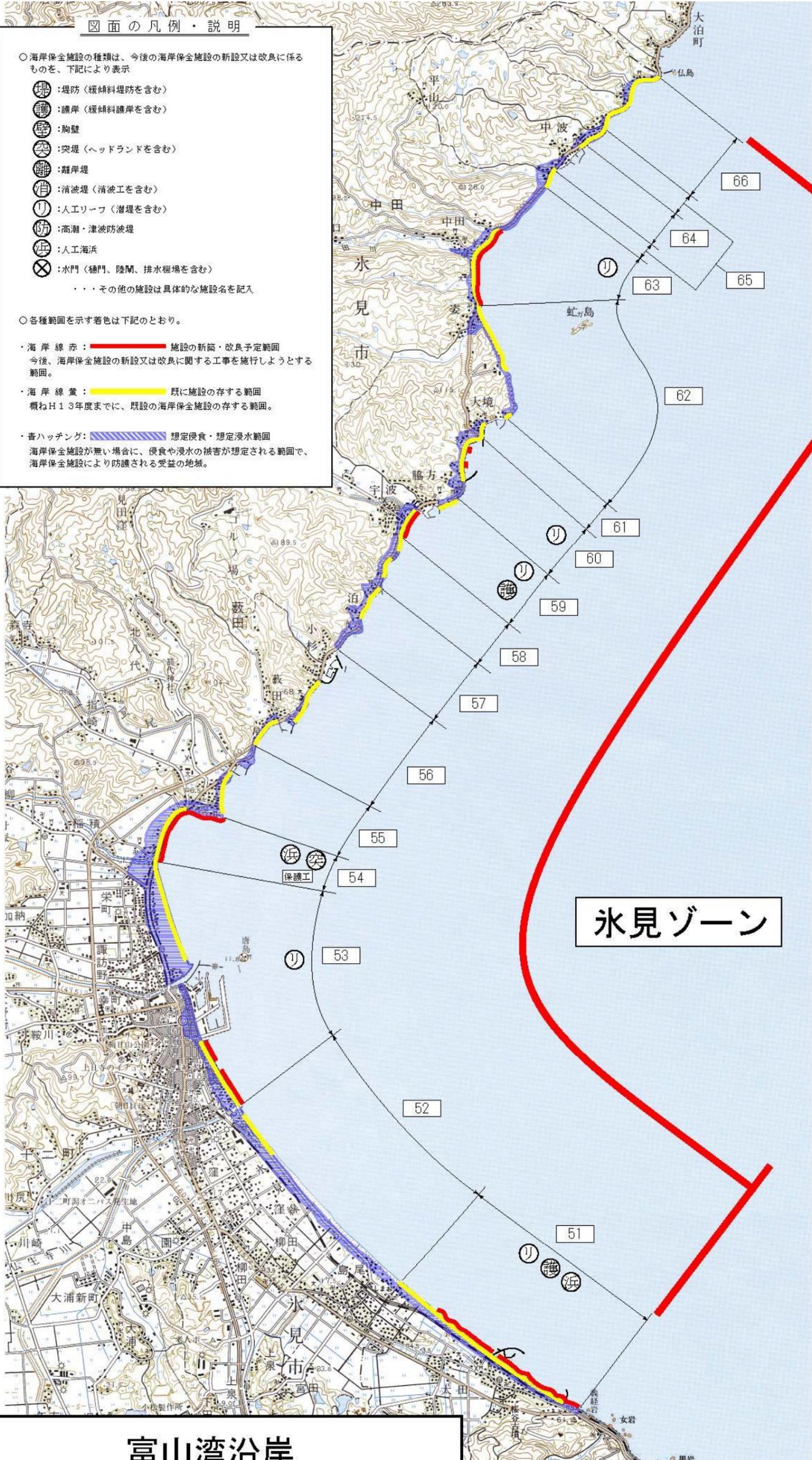
- ・ 海岸線 赤 : 施設の新築・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・ 海岸線 黄 : 既に施設の存する範囲
概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・ 青ハッチング : 想定侵食・想定浸水範囲
海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示
- (堤防) : 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
- (護岸) : 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
- (胸壁) : 胸壁
- (突堤) : 突堤 (ヘッドランドを含む)
- (離岸堤) : 離岸堤
- (消波堤) : 消波堤 (消波工を含む)
- (人工リーフ) : 人工リーフ (潜堤を含む)
- (防) : 高潮・津波防波堤
- (浜) : 人工海浜
- (水門) : 水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
- () : その他の施設は具体的な施設名を記入

- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・ 海岸線赤 : 施設の新築・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・ 海岸線黄 : 既に施設の存する範囲
概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・ 青ハッチング : 想定侵食・想定浸水範囲
海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。



氷見ゾーン

富山湾沿岸
海岸保全基本計画添付図 (その7/7)
縮尺 1/5万

3. 計画の見直しと留意すべき事項

本計画に定めた基本的事項は、富山湾沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。

しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。

また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、必要な見直しを行うものとする。

このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。

また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。

他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。

今後も、本計画に掲げた施策の実効性確保と効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。

また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。